

令和 5 年（2023 年） 5 月 19 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における  
例外的な報酬算定等の取扱いについて**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政及び今般の新型コロナウイルス感染症対策に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）上の位置付け変更後における、報酬算定等に係る取扱いが示されました。

つきましては、札幌市における例外的な報酬算定の取扱いの変更及び臨時的な取扱いの終了について下記のとおり定めましたので、サービス提供にあたってはご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 例外的な報酬算定の取扱いの変更

(1) 対象サービス

障害福祉サービス、障害児通所支援

(2) 基本的な考え方

現行の取扱い	変更後の取扱い
新型コロナウイルス感染症を理由として事業所が休業している場合や、感染予防のために利用者が通所を控える場合等で、居宅訪問や電話等の手段により、療育や訓練、必要な介護などの支援をできる限り行った場合に報酬算定できる。	<u>新型コロナウイルス感染症を理由として事業所が休業している場合に、利用者の居宅を訪問することにより</u> 、療育や訓練、必要な介護などの支援をできる限り行った場合に報酬算定できる。

※ 感染予防のために利用者が通所を控えた場合や、電話やメール等の手

段により支援を行った場合は、報酬算定できないため、留意すること。

(3) 例外的な支援の提供による報酬算定の要件

下記のア～エの要件を全て満たす場合は、(2)の変更後の取扱いによる支援（以下「例外的な支援」という。）により報酬（体制加算等を含む）を算定することが可能。

ア 新型コロナウイルス感染症を理由として、事業所が休業していること。

イ 利用者が例外的な支援を希望し、事前に事業所が利用者に対してサービス内容を説明し、サービス提供と利用者負担について同意を得ていること。

ウ 本来、サービス提供が予定されている日であること。

エ 事業所が居宅への訪問によりできる限りの具体的内容を伴う支援を行うこと。

(4) 例外的な報酬算定を行う場合に必要な対応

下記の方法により記録及び報告を行うこと。

ア 利用者（児童の場合は保護者）の同意

○ 当該支援について、札幌市に給付費の請求を行うことや利用者負担が発生することを説明すること。また、支援の提供と内容について、書面で同意を得ること。

○ 実績記録票に、例外的な支援による支援時間等を記入し、通常どおり、利用者の確認を得ること。また、備考欄には、必ず「例外的な報酬算定」と記載すること。

イ 支援記録

○ 例外的な支援を行った場合は、「例外的な報酬算定に係る支援記録」（別添1）により支援記録を都度作成する。なお、別添1の支援記録の使用に支障がある場合は、例外的な支援によるサービス提供であることを明確にした上、同様の内容を含む形で、各事業所の様式により支援記録を作成することも可能とする。

○ 支援記録の保存期間は、通常の支援記録と同様に、サービス提供日から5年間とする。

ウ 実績報告

例外的な報酬算定を実施した場合は、対象者や支援日を「例外的な報酬算定対象者一覧表」（別添2）にまとめ、支援を行った月の翌月15日までに、障がい福祉課へ電子メールで送付すること。

なお、対象者一覧表は、今後、札幌市が実地指導や監査を行う際の参

考とし、実地指導や監査において、上記のア～ウの対応がされていない場合や、不適切な報酬算定が確認された場合は、返還請求や行政処分(指定の取消等)の対象となる可能性があるため、十分に留意すること。

#### (5) 留意事項

ア 例外的な報酬算定に係る報酬も一日単位で算定されることから、同一日に複数事業所で報酬算定することはできない。

イ グループホームの入居者が感染拡大防止のため、自宅に戻って生活する場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続する場合、例外的な報酬算定の対象となる。

ウ 障害福祉サービス事業の適切な運営のため、例外的な報酬算定の取扱いは、通常の影響がある場合に限るよう留意すること。

## 2 臨時的な取扱いの終了

### (1) 同行援護等の買い物代行等

ア 対象サービス

同行援護、行動援護、移動支援

イ 終了する取扱い

同行援護、行動援護及び移動支援による買い物代行等

### (2) 放課後等デイサービスの基本報酬

ア 対象サービス

放課後等デイサービス

イ 終了する取扱い

新型コロナウイルス感染防止対策のため、小・中学校等が分散登校や午前又は午後のみ登校等を実施した場合において、放課後等デイサービスを通常の授業終了後の利用開始時間より前から利用する児童についての学校休業日の基本報酬による請求

## 3 適用日

令和5年6月1日

## 4 備考

(1) 本取扱いの対象者は、札幌市で支給決定を受けている利用者に限る。

(2) 就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅でのサービス利用における

支援については、感染症法上の位置付け変更後も、取扱いに変更はない。取扱いの詳細については、「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて（通知）」（令和3年4月16日付け札障第315号）（別添3）を参照すること。

## 5 添付資料

- (1) 例外的な報酬算定に係る支援記録 ……別添1
- (2) 例外的な報酬算定対象者一覧表 ……別添2
- (3) 就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて（通知）（令和3年4月16日付け札障第315号） ……別添3
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（令和5年4月28日厚生労働省・こども家庭庁事務連絡） ……別添4

## 6 関連通知の廃止

本通知の発出に伴い、以下の通知を廃止する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス及び障害児通所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて（第3版）（令和2年5月22日付け札障第854号） ……別添5
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る同行援護等の臨時的な取扱いについて（第2版）（令和2年5月28日付け札障第972号） ……別添6
- (3) 放課後等デイサービスにおける基本報酬の取扱いについて（令和3年9月28日付け札障第21455号） ……別添7

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 電話：011-211-2938 FAX：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
---